

## 埼玉県権利擁護人材育成事業実施要綱

### 1 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する必要がある。

特に、成年後見制度の必要性は高く、今後、その需要は更に増大することが見込まれる。成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、県内において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人等の活動を推進することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、県、市町村及び県社会福祉協議会とする。

ただし、実施主体のうち市町村は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

### 3 事業内容

事業内容は、次に示す市民後見推進事業とする。

#### (1) 市町村が行う市民後見推進事業

##### ア 市民後見人養成のための研修の実施

###### (ア) 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

###### (イ) 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

##### イ 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

###### (ア) 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

###### (イ) 市民後見推進のための検討会等の実施

##### ウ 市民後見人の適正な活動のための支援

(ア) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(イ) 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

エ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

(2) 県又は県社会福祉協議会が行う市民後見推進事業

市町村が単独では市民後見人の育成が困難な場合などに、広域的な支援の観点から事業を実施するものとする。

ア 市民後見人養成のための研修の実施

(ア) 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する県内の住民

(イ) 研修内容等

県又は県社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

イ 市民後見人が円滑に後見等の業務を行うための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築 等

ウ その他、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討